

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2025 年 8 月号(第 234 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 人民元為替レートの動向と人民元国際化の行方

帝京大学 経済学部

教授 露口洋介 1

■ 2025 年 1-3 月期の中国経済は無難に滑り出すも、年後半には息切れとなる懸念も

公益財団法人国際通貨研究所 開発経済調査部

上席研究員 梅原直樹 6

■ 改正会社法に基づく会社清算における董事の責任

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons) パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇 (Liu Xinyu) 9

■ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 12

■ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 15

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



人民元為替レートの動向と人民元国際化の行方

帝京大学
経済学部
教授 露口洋介

1. 人民元為替レートの動向

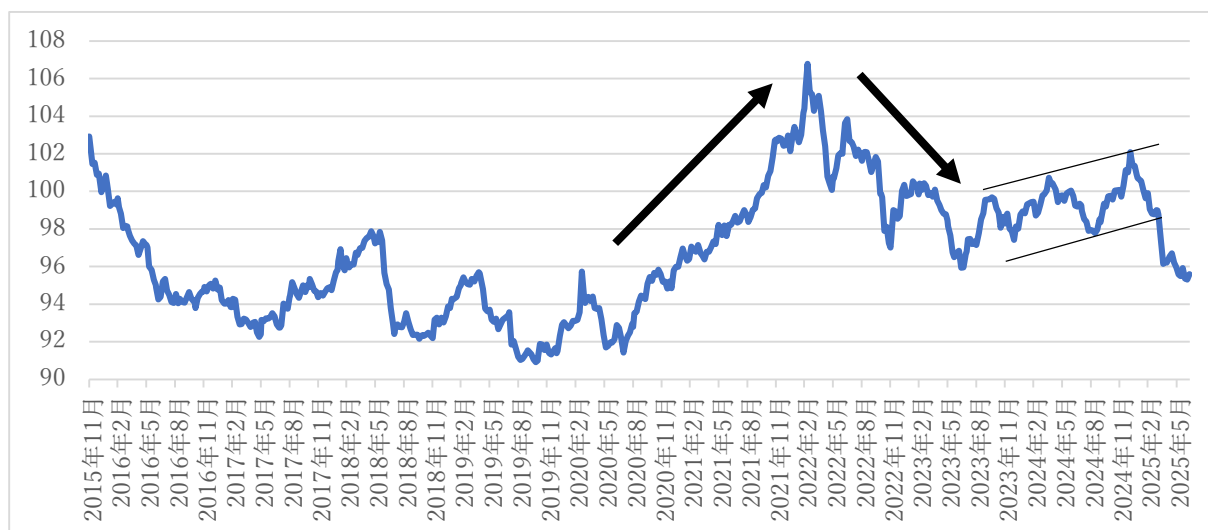
アメリカのトランプ大統領は 2025 年 4 月 2 日に、4 月 9 日から各国に対する相互関税を実施すると発表し、中国には追加的に 34%の関税を課すとした。その後、米中相互の報復措置によってアメリカの対中関税は 4 月 10 日に 145%、中国の対米関税は 4 月 12 日に 125%となった。その後、両国の交渉により、5 月 12 日から 90 日間、アメリカの対中関税は 30%、中国の対アメリカ関税は 10%に引き下げられた。

人民元の為替レートは、中国人民銀行の金融政策の一手段として、バスケット通貨に対する変動がコントロールされている^{注1}。中国外貨取引センター（CFETS）が公表している名目実効為替レートである CFETS 指数の動きが、人民元のバスケット通貨に対する変動の状況をおおよそ示している。CFETS 指数は 2021 年夏頃から上昇を示し、2022 年春頃からは低下、2023 年夏頃以降は緩やかな上昇傾向を示してきた。そして、今回のトランプ関税の動きに対して、人民元為替レートは特徴的な動きを示している。

注1 露口洋介「人民元為替レートの動向」（「MUFG BK 中国月報」2025 年 2 月号）参照。

【図 人民元 CFETS 指数の推移】（2025 年 7 月 11 日まで）

2014 年末=100



（出所）CFETS の資料を基に筆者作成

上図で示されるように、一週間ごとに公表される CFETS 指数は、トランプ関税が公表された 2025 年 4 月に入って、それまでのレンジを逸脱して大幅に低下した。3 月 31 日公表分の 98.99 から 7 月

11 日の 95.600 までの低下幅は 3.4%となっている。これに対して、人民元の対米ドル基準レートは、同じ時期に 1 ドル=7.1782 人民元から 7.1475 人民元へ 0.4%とわずかながら人民元高であるが、ほぼ横ばいに推移している。すなわち、ドル以外の通貨に対して、人民元為替レートは大きく低下したことになる。

中国は、大幅な関税の上昇によりアメリカに対する輸出が減少することは仕方がないとしても、アメリカ以外の国や地域に対して人民元安とすることによって輸出を増加させ、対米輸出の減少を補おうとしているものと考えられる。中国の通関統計を見ると（下表）、2025 年 4～6 月のアメリカ向け輸出は前年同期比で 23.9%と大幅な減少を示しているが、日本向けは 6.8%、欧州連合（EU）向けは 9.3%、東南アジア諸国連合（ASEAN）向けは 17.5%増加している。結果的に、アメリカ以外に対する輸出増加により、全体の輸出額は 6.0%増加しており、アメリカ向け輸出の減少をアメリカ以外に対する輸出の増加で補うことができている。

【表 中国の国・地域別輸出】

	2025 年 1～3 月 (百万米ドル)	前年同期比 (%)	2025 年 4～6 月 (百万米ドル)	前年同期比 (%)
アメリカ	115,615.9	4.5	100,013.0	- 23.9
日本	37,942.4	2.8	39,814.1	6.8
EU	122,094.0	3.7	145,436.1	9.3
ASEAN	146,146.6	8.1	176,910.8	17.5
ロシア	22,725.1	- 6.3	24,472.3	- 10.3
総計	853,667.4	5.8	956,976.3	6.0

（出所）中国海関総署の資料を基に筆者作成

2. 人民元為替レート政策の変化

中国人民銀行は国務院の一部であり、2023 年 3 月までは李克強国務院総理が為替レートを含む重要な金融政策について決定していた。李総理主催の国務院常務会議の内容を見ると、CFETS 指数が上昇し始めた頃の 2021 年 8 月の会議では、国際原材料価格の上昇に対して市場価格を安定させる方針が示されており、人民元為替レートの上昇によって国内価格への波及を抑制しようとしたことが読み取れる。人民元為替レートが低下に転じた 2022 年 4 月の会議では、景気の停滞に対して対外貿易企業を支援すると表現されており、輸出促進のために人民元安を指向したことが示されている。

2023 年 3 月に李克強総理から李強総理に国務院総理が交代した後、金融政策の決定権限は共産党の中央金融委員会に移管され、国務院常務会議で取り上げられることがなくなった。CFETS 指数が 2023 年夏以降、緩やかな上昇を示したことについて、中国人民銀行金融政策司の鄧瀾（すう らん）司長（当時）は 2023 年 9 月 20 日に行った記者会見において、7 月以降の経済の回復に伴って人民元為替レートは緩やかに上昇したと説明している。景気対策として輸出促進のために人民元安としてきたが、景気が回復してきたため、それまでの人民元安の修正もあって緩やかに上昇させているということであろう。

今回、人民元為替レートを大幅に減価させたことについては、2025 年 4 月 25 日開催の共産党の中央政治局会議において「対外貿易の安定を図る」という表現が使われており、輸出促進のために人民元を減価させる方針が示されている。5 月 7 日には金利の引き下げや預金準備率の引き下げなど大規模な金融緩和政策パッケージが公表されたが、人民元為替レートの大幅な減価もこの金融緩和策パッケージの一部と見るべきであろう。

3. 人民元国際化に関する中国人民銀行総裁の発言

人民元については、もう一点、人民元の国際化の行方が注目される。中国人民銀行の潘功勝（はんこうしょう）総裁は、2025 年 6 月 18 日に上海の金融街である陸家嘴で行われた「2025 年陸家嘴（りっかし）フォーラム」において基調演説を行い、人民元の国際化について 2 つの観点から考え方を述べた。

① 国際通貨体制の観点

潘総裁の発言のポイントをまとめると、まず国際通貨体制という観点から次のように述べている。第二次世界大戦後、米ドルが基軸通貨の地位を確立し、現在に至っている。一国の主権通貨が基軸通貨の役割を担うことには問題がある。第一に、当該国自身の利益とグローバルな公共財としてのあり方に矛盾が生じたとき、主権通貨国は自国の利益をより重視し、グローバルな公共財の提供に影響が及ぶ可能性がある。第二に、主権通貨国のマクロ経済運営において構造的矛盾が累積し、それが金融リスクの形で世界に影響を与え、極端な場合は世界金融危機に発展する可能性がある。第三に、地政学的ショックが生じ、国家安全保障の問題が生じたり、戦争に至ったりした場合、基軸通貨は容易に利用できる武器と化す可能性がある。

このような問題への対応としては、第一に少数の通貨によって基軸通貨の役割を分担することが考えられる。過去 20 数年間の大きな変化の一つは、1999 年に誕生したユーロが世界の外貨準備に占める比率が、現在、20%に達したことである。もう一つは、2008 年の世界金融危機以降、人民元の国際的地位が上昇し、世界第 2 位の貿易金融取引通貨、第 3 位の支払い決済通貨となり、国際通貨基金（IMF）の特別引き出し権（SDR）の構成通貨の中で第 3 位のウェイトを占めるに至ったことである。基軸通貨の役割を少数の通貨が担う場合、それぞれの通貨の発行国は基軸通貨の責任を分担する必要がある。

第二に、SDR のような超主権通貨を利用する方向である。SDR を利用することによって、単一の主権通貨が基軸通貨の役割を担うことの問題点を克服することができる。ただし、SDR が基軸通貨の役割を担うには国際的な合意とけん引力が不足しており、市場の規模や深さ、流動性も十分ではない。

② クロスボーダー決済システムの観点

次に、クロスボーダー決済システムの観点から、潘総裁は以下のように述べている。近年、国際銀行間金融通信協会（SWIFT）とコルレス銀行（送金銀行と受取銀行の間に入る中継銀行のこと）からなる、伝統的なクロスボーダー決済システムの問題点が次第に明らかになってきた。第一に、伝

統的システムは新しいデジタル技術に追いついておらず、効率の低さ、コストの高さなどの問題が存在する。第二に、クロスボーダー決済においては、異なる法律や監督枠組みの間の協調を図る必要がある。第三に、地政学的要因が激しさを増す中、伝統的クロスボーダー決済システムのインフラは容易に一方的制裁の道具として利用される。

これらへの対応として、第一に、より多くの国々が自国通貨を使ってクロスボーダー決済を行う多元化の方向が進んでいる。単一の通貨が主に使用される状況は改善されつつあり、決済経路という面でも、新しいクロスボーダー決済システムや地域的な多国間決済システムなどが次々と誕生している。中国では 10 年余りを費やして多くの経路で広範囲をカバーする人民元クロスボーダー決済システム（CIPS）^{注2}を構築した。

注2 露口洋介「CIPS 決済の増加と金融制裁」（「MUFG BK 中国月報」2023 年 6 月号）を参照。

第二に、決済システムの相互連携性が向上している。多くの国・地域が決済システムの運行時間を延長し、国際的に通用するメッセージ方式を採用するなど、決済システム間の連携を促進し、効率を高め、コスト低減を図っている。アジア域内では QR コード決済の連携によってリテール決済の簡便性が改善している。

第三に、ブロックチェーンや分散型台帳など新技術の応用が進み、中央銀行デジタル通貨やステーブルカレンシーの発展を促進している。

4. 人民元国際化の展望

以上の中国人民銀行の潘総裁の発言は、まず、米ドルが唯一の基軸通貨として機能している現在の国際通貨体制を好ましいものではないと明確に位置づけている。そして、第一に、ドルだけでなく、人民元とユーロという少数の主要通貨が基軸通貨の役割と責任を分担する方向、第二に、特定の国の通貨ではなく、SDR のような超主権通貨の国際的な利用を促進する方向の 2 つを同時に進めていく方針が示された。

国際的な決済システム面でも、ドルを中心とした国際通貨体制の下で、従来のクロスボーダー決済システムがアメリカの金融制裁の手段として利用されていることに重大な懸念を示している。潘総裁は人民元のクロスボーダー決済システム（CIPS）の発展状況に触れ、中央銀行デジタル通貨についても言及した。CIPS や中央銀行デジタル通貨であるデジタル人民元^{注3}の利用を促進し、人民元の国際化を進展させることによって、米ドル中心の現在の国際決済システムを改変しようとする方針が示されている。

注3 露口洋介「デジタル人民元の現状と展望」（「MUFG BK 中国月報」2023 年 10 月号）を参照。

中国が人民元の国際化をより一層進展させるためには、国際的な人民元の利用を不便にしている中国の資本取引規制を大幅に緩和する必要がある。しかし、資本移動の大幅な自由化には、資本流出や人民元為替レート管理の困難化というリスクが存在する。中国が資本取引規制を大幅に自由化するかどうか、CIPS やデジタル人民元のクロスボーダーの利用がどの程度拡大するか、そして、それ

らによって人民元の国際化がどの程度進展するかについては、今後の状況を見定める必要がある。日本としても、人民元国際化の進展状況を注意深く観察し、円が今後の国際通貨体制の中で埋没したり、日本が金融制裁の対象になったりすることがないように、円の国際化をもう一度進展させることについて真剣に検討を行うべきであろう。

(執筆者連絡先)
帝京大学 経済学部
露口洋介
E-mail: yosuke.tsuyuguchi@main.teikyo-u.ac.jp

2025 年 1-3 月期の中国経済は無難に滑り出すも、年後半には息切れとなる懸念も

公益財団法人国際通貨研究所

開発経済調査部

上席研究員 梅原直樹

2025 年 1-3 月期の中国の実質国内総生産（GDP）成長率は前年同期比+5.4%と、第 14 次 5 カ年計画の最終年の出だしとして良好な結果となった。需要項目別の寄与度（図表 1）を見ると、最終消費が同+2.8%と、2024 年通年の前年比+2.2%と比べ 0.6 ポイント上昇し、好調に推移している。これは、家電買い替え施策等が効果を発揮していると考えられる。総資本形成については前年同期比+0.5%と、2024 年通年の前年比+1.3%を 0.8 ポイント下回ってスタートしているが、2024 年 1-3 月期の前年同期比+0.6%からは 0.1 ポイント下回るのみであり、2025 年 4-6 月期以降の政府及び国有企業が主体となる投資の増加による数値上乗せが期待される。純輸出は前年同期比+2.1%と、2024 年通年の前年比+1.5%に比べて 0.6 ポイント上回る。米国発表の大幅な関税引き上げを回避すべく、駆け込み輸出があったと推察される。このように見ると、消費と輸出には需要の先食いがあると考えられ、2025 年第 2 四半期以降、その分がどの程度剥落するかは注意が必要である。米国のトランプ大統領は、習近平国家主席を督促するように、145%まで輸入関税を引き上げるポーズを見せたが、2025 年 5 月にスイス・ジュネーブで行われた高官交渉で、8 月までは適用猶予となった。しかし、既に 30%の輸入関税は適用済みであり、中国沿岸部の輸出製造業者に今後、悪影響を及ぼす可能性がある。対米輸出が落ち込むのと同時に、中小企業の倒産や失業増が発生すれば国内消費にマイナス影響を与え、景気全体も押し下げることになる可能性がある。その意味で、好調に滑り出したように見える 2025 年の経済が、持続する保証はない。

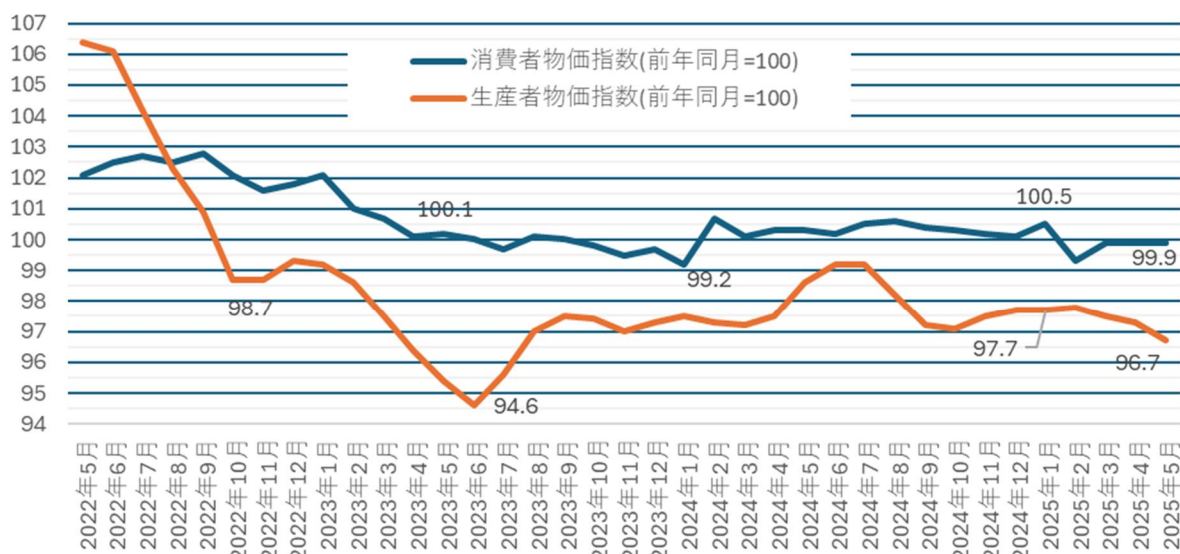
【図表 1 実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度（前年比、前年同期比%）】

	2022年	2023年	2024年	2025年				2025年 Q1
				Q1	Q2	Q3	Q4	
実質GDP成長率	3.1	5.4	5.0	5.3	4.7	4.6	5.4	5.4
最終消費	1.5	4.6	2.2	3.9	2.3	1.4	1.6	2.8
総資本形成	1.2	1.4	1.3	0.6	1.9	1.2	1.3	0.5
純輸出	0.4	▲ 0.6	1.5	0.8	0.5	2.1	2.5	2.1

(出所)国家統計局発表データより国際通貨研究所作成

消費者物価指数と生産者物価指数は依然として低位で推移する（図表 2）。経済はデフレ・スパイラルに入ったのか、それともその入り口で何とか踏みとどまっているのか、というような状態にも見える。特に、生産者物価指数は 2022 年 10 月から 2 年 8 カ月連続の下落であり、2025 年に入ってからさらに下落が加速している。国内でみられる需要不足と供給過剰は、2013 年以降みられている昔ながらの組み合わせであるが、これは輸出に頼る経済構造を意味している。米国の対応、欧州の対応、グローバルサウスの国々の対応も、以前とは変化しており、今後も中国の発展モデルが持続可能とは考えにくい。所得の分配や再分配にも配慮した、長期的に持続可能な発展モデルを改めてデザインし直す時期に来ていると考えられる。

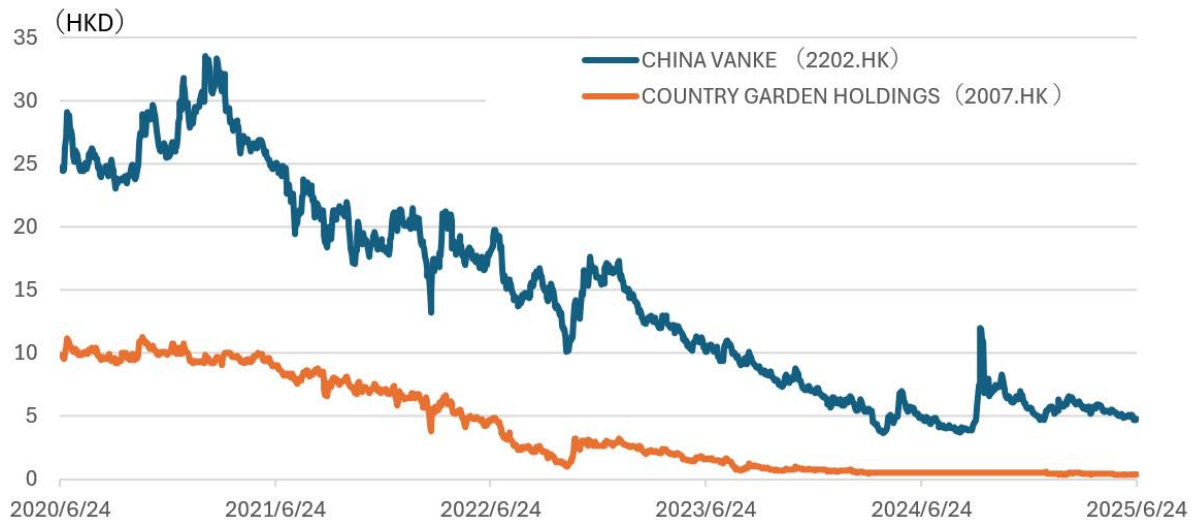
【図表 2 消費者物価指数・生産者物価指数の推移】



（出所）国家统计局データより国際通貨研究所作成

不動産市場も、いまだに機能不全の状態から脱却できていない。建てかけとなって全国に点在するマンション物件等の処理には 2 年、またはそれ以上の年月がかかるとみられている。図表 3 は、広東省深圳市に本社を置く国有不動産デベロッパーのチャイナ・バンケ（万科企業）と同省仏山市順徳区に本社を置く民営不動産デベロッパーのカントリー・ガーデン・ホールディングス（碧桂园控股）の香港市場における株価推移であるが、両社とも、冴えない状態が続く。前者は、今後の政府支援による経営改善が期待されており、2024 年 9 月にはそうした期待が先行して、株価も一時急上昇したが、その後、再び低迷傾向に入っている。後者は、既にゾンビ企業（経営が破綻状態であるにもかかわらず、銀行や政府などの支援によって存続し続けている企業）化しているとみられる。こうした株が上場したままになっているところに問題があるようにも感じる。今後、不動産市場を健全化していくためには、政府の思い切ったリストラ策が必要とみられるが、今までのところ、そうした決断に動く気配は見えておらず、市場健全化には想定以上の時間がかかる可能性がある。

【図表 3 中国の大手不動産企業の株価推移】



(出所) LSEG Datastreamのデータより国際通貨研究所作成

2025 年は冒頭に記したように、第 14 次 5 カ年計画の最終年に当たる。つまり、2026 年から第 15 次 5 カ年計画 (2026-2030 年) を走らせる必要がある。したがって、党による指導方針に関しては、2025 年の秋に開かれるとみられる中国共産党第 20 期中央委員会第 4 回全体会議 (4 中全会)、またはその直後、2025 年内に開かれるかもしれない第 5 回全体会議 (5 中全会) で決議されることが必須である。しかし、2024 年 7 月の第 3 回全体会議 (3 中全会) 以降、ポスト習近平政権を模索する動きが出始めたとみられ、軍・党内の幹部人事にも変化が出ており、海外では 2025 年 5 月以降、さまざまな噂が飛び交っている。政治変動を前にした胎動かどうかはまだ分からないが、習近平政権の下で進められてきた経済運営方針にも、今後、何かしらの変化が生じる可能性がある。その意味でも、まずは、2025 年中にある程度の姿を現すはずの第 15 次 5 カ年計画の中身をしっかりと見ていくことが重要となる (2025 年 6 月 30 日現在)。

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

E-mail: admin@iima.or.jp ホームページ: <https://www.iima.or.jp>

改正会社法に基づく会社清算における董事の責任

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

中国政法大学大学院 特任教授

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

会社の解散清算は、日系企業が中国業務の再統合または撤退を実行するうえで、現在最も重要な方法の1つとなっている。中国では、会社の解散後、抹消登記の申請前に清算を行わなければならない。その際、清算義務者が清算チームを設置して清算を開始しなければならない、具体的な清算事務はこの清算チームにより行われる。2024年7月1日に施行された中国改正会社法（以下「改正会社法」）は、清算義務者に関する規定を新設し、会社の清算義務者は董事であり、清算チームの構成員も原則として董事が務めることを明確に定めた。本稿では、有限責任会社に関する制度の変更を整理するとともに、改正会社法下の解散清算をめぐる董事の責任の内容と注意事項について論ずる。

II 清算義務者としての董事の責任

(1) 改正会社法前の清算義務者に関する規定

誰が清算手続きを開始すべきか（すなわち清算義務者）について、改正会社法前の会社法、外商投資法などはいずれも規定していなかった。司法実務においては、解散後の会社が長期にわたって清算を行わず、解散を口実として故意に債務弁済から逃れる状況が一部に見受けられていた。これを受け、2008年に公布された「中華人民共和國会社法の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（二）」（以下「会社法司法解释二」）第18条は、有限責任会社の株主が法定期限までに清算チームの設立による清算を開始しなかったために、会社の財産の減少、流失、毀損もしくは滅失を招いた場合、または、義務の履行を怠ったために会社の主要な財産、帳簿、重要な文書などが滅失し、清算ができなくなった場合における責任について定めた。同時に、これらの事態を発生させた実質的支配者の責任も明らかにした。「会社法司法解释二」に「清算義務者」の文言は存在しないが、実質的に、株主・実質的支配者を有限責任会社の清算義務者と解する運用がなされてきた。

その後、2017年施行の民法総則および2021年施行の民法典が、法人の清算義務者についてこれと異なる規定¹を定めた。その適用に一定の曖昧な点はあるものの、改正会社法の施行まで、「会社法司法解释二」に基づいて株主・実質的支配者を有限責任会社の清算義務者とするのが裁判所の一般的な実務であった。

¹ これらの法律は、法人の董事、理事などが清算の義務を負うと定めている。

(2) 改正会社法における清算義務者に関する規定

改正会社法第232条の下、董事は、会社の清算義務者として、解散事由が生じた日から15日以内に清算チームを設立して清算を行わなければならない。清算義務を速やかに履行せず、会社または債権者に損害を与えたときは、賠償責任を負わなければならない。

この規定において、会社法は初めて「清算義務者」の文言を用い、有限責任会社の清算手続きについて義務を負う者は董事であることが明文化された。この規定に定めるとおり、董事が解散事由（例えば、株主会の解散決議）の発生後 15 日以内に清算チームを設立しないときは、「清算義務者が清算義務を速やかに履行していない」と認定され、損害賠償責任を問われることとなりうる。また、これまでの「会社法司法解釈二」においては、清算義務者に対し債権者がその責任を追及しようとされていたが、改正会社法は、債権者のみならず、清算を行う予定の会社も清算義務者に対して賠償請求を行いうるものとした。これにより、会社自身が訴訟を提起しうるほか、株主代表訴訟の可能性も想定される。

(3) 改正会社法下での清算義務をめぐる問題点

①清算手続きの開始に係る董事会決議の要否

改正会社法および関連法令にこれを明確に定めた規定はなく、その要否は解釈に委ねられている。必要説の論拠は、改正会社法において「解散案の策定」が董事会の権限の 1 つとして定められているため、清算も董事会決議を経なければならず、それが董事の意見対立の回避につながるものである。その一方で、不要説も主張される。こちらの見解は、改正会社法第 232 条の文意から、いずれの董事も速やかに清算を開始する責任を負っており、また、会社が解散した事情下で董事会決議が要求されれば、清算手続きの速やかな進展の妨げとなることをその論拠とする。

清算チームが設置されない場合の対応について、「会社法司法解釈二」第 7 条第 2 項第 1 号は、会社が解散後、期限までに清算チームを設立しないときは、董事を含む利害関係者が、裁判所に対し清算チームの指定を申し立てることができるとしている。これにより、株主間の意見対立や会社運営の秩序喪失によって清算手続きが正常に開始されない場合であっても、利害関係者として申し立てを行うことで、董事は自己への責任追及の回避を図ることができる。

②清算義務者の責任に係る過失の要否

これについても改正会社法は明確に決めていないが、清算義務者の賠償責任は過失責任であると解するのが妥当だと考えられる。なぜなら、清算義務者の賠償責任は一般に権利侵害責任であるとされ、民法典第 1166 条により、無過失責任は法律に明文の定めがある場合に限られるところ、法律上の明確な規定が存在しないゆえ、清算義務者の賠償責任も過失責任とされるべきだからである。

この点、2019 年に公布された「全国裁判所民商事裁判職務会議紀要」第 14 条も、「会社法司法解釈二」第 18 条第 2 項に定める「義務の履行を怠った」の意味について、「有限責任会社の株主が、法定の清算事由の発生後、清算義務を履行しうる事情の下、清算義務の履行を故意に遅延し、もしくは拒否し、または過失により清算を行うことができなくなる消極的な行為をいうもの」と明確化している。改正会社法により董事が有限責任会社の清算義務者と定められた現在においても、この「全国裁判所民商事裁判職務会議紀要」に照らして過失の有無を認定できると考えられる。もっとも、実務においては、責任認定にあたり過失推定規則を採用する裁判例も存在する。

③新法の遡及効の有無

改正会社法と同時に施行された「中華人民共和国会社法適用の時間的効力に関する最高人民法院の

若干の規定」第 6 条は、清算責任の負担について、「清算を行うべき法定の事実が会社法の施行前に生じ、かつ、清算責任に起因して紛争が発生したときは、当時の法律および司法解釈の規定による」としている。また、清算を行うべき法定の事実が改正会社法の施行前に生じたものの、改正会社法の施行日から 15 日未満であるときは、改正会社法第 232 条を適用し、清算義務者の義務履行の期間を改正会社法施行日から改めて起算すると定めている。

すなわち、清算を行うべき法定の事実（例えば株主会の解散決議）が 2024 年 6 月 16 日以降に発生したときは、会社の設立時期にかかわらず、改正会社法に従って清算義務者が確定されるため、董事が責任負担のリスクを負うものとなる。

Ⅲ 清算チーム構成員としての董事の責任

清算チームの人員構成について、改正前の会社法は、「有限責任会社の清算チームは、株主がこれを構成する」としていた。改正会社法第 232 条第 2 項は、会社定款に別段の規定がない限り、または株主会が別の者を選出する決議をしない限り、清算チームは董事により構成されると定めた。それゆえ、会社定款にその「別段の規定」がない場合には、解散清算に際し株主間の合意形成が難航すると、法定どおり董事が清算チームの構成員となる可能性が高まることとなる。

こうして清算チームの構成員となった董事は、改正会社法第 238 条の下、解散清算において忠実義務・勤勉義務を堅持して清算の職務を遂行しなければならない。また、清算の職務の遂行を怠って会社に損害を与えたとき、または故意もしくは重大な過失により債権者に損害を与えたときは、賠償責任を負わなければならない。

Ⅳ おわりに

董事は、中国の改正会社法の下で、法定の清算義務者および原則的な清算チームの構成員として、その義務の履行に瑕疵があれば賠償責任を問われる立場にある。このことから、これに就任した者は、清算責任のリスクに対する準備を整え、実際に解散清算となったときは清算義務の適切な履行に努めなければならない。また、会社側においても、清算チームの構成について合弁パートナーと協議し、その人選を慎重に行うことが望まれる。

(執筆者連絡先)

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士 劉新宇

※主な取扱分野は、対中投資、M&A、国際貿易及び紛争解決、輸出管理等をめぐる各種コンプライアンス関連業務など。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 18 層東楼 18 階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・長春・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・珠海・無錫・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・東京・シンガポール・ニューヨーク・シリコンバレー

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2025 年 6 月中旬から 7 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

【 政策 】

【会計処理】	
○「財政部の公司法、外商投資法施行後の財務処理問題に関する通知」（財資〔2025〕101 号、2025 年 6 月 9 日発布・施行） ■原文（「财政部关于公司法、外商投资法施行后有关财务处理问题的通知」）は、財政部の下記サイトをご参照。 http://zcgl.mof.gov.cn/zhengcefabu/202506/t20250625_3966569.htm	
	2024 年 7 月 1 日に改正施行された「公司法」に規定される会社の積立金による欠損補てん、2020 年 1 月 1 日施行の「外商投資法」に伴い廃止された「中外合弁企業法」に規定されていた“三項基金”について、具体的な財務処理を通知したものの。 ■主な内容は、以下の通り。 1. 積立金による欠損補てんについて ・会社の会計監査を経た前年度（2024 年度以降）の財務諸表に基づき、期末の未分配利益のマイナス分を、ゼロを上限として補てんする場合、まず、任意準備金、法定準備金の順に減額し、それでも補てんできない場合は、出資、債務免除、贈与により増加した部分の資本準備金の範囲内で補てんする。 ・増加した資本準備金のうち、特定の株主のみが享受する、または用途を限定した資本準備金は、権利所有者の同意を得た場合を除き、欠損補てんに使用してはならない。 ・積立金で欠損補てんをする場合は、董事会で決議し、株主会で審議、表決を行わなければならない。株主会で可決されない場合は、積立金で欠損を補てんしてはならない。 ・資本準備金で欠損を補てんする場合は、株主会決議の日から 30 日以内に債権者へ通知または公告しなければならない。 ・会社は情報開示義務を履行する際に、財務諸表の注釈の“未分配利益”項目に注記として、資本準備金による欠損補てんの金額を開示しなければならない。 ・「公司法」施行以降に行う積立金による欠損補てんが本通知の要求に適合しない場合は、適合するように調整しなければならない。 2. “三項基金”の処理について ・外商投資企業は、2025 年 1 月 1 日から“予備基金”、“企業発展基金”、“従業員奨励及び福利基金”の積み立てを行わない。

	・「外商投資法」の規定により「公司法」の組織形態、組織構造及びその活動規則を適用した外商投資企業は、法定準備金、任意準備金を積み立てなければならない。“予備金”の剰余金は、法定準備金として管理・使用し、“企業発展基金”の剰余金は、任意準備金として管理・使用しなければならない。 ・“従業員奨励及び福利基金”については、積み立てる際に確定した用途、使用条件、手順に従って使用しなければならない。清算する場合は、以前の財政部の通知に従い、清算財産として分配せず、中外合弁企業は中国側出資者に引き渡し、外資企業は接收単位（注）に引き渡す（注：前記の清算する場合については、財政部が 1995 年に発布した「外商投資企業の清算期間の財政・財務管理の関係規定に関する通知」による。現行の法令では「接收単位」についての規定はないが、財政部門がこれに該当するとみられる）。
--	--

〔 規則 〕

【税】	
○	「国外投資者の分配利益による直接投資に対する税額控除政策に関する公告」（財政部・国家税務総局・商務部公告 2025 年第 2 号、2025 年 6 月 27 日公布、同年 1 月 1 日施行）
■	原文（「关于境外投资者以分配利润直接投资税收抵免政策的公告」）は、国家税務総局の下記サイトをご参照。 https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5241515/content.html
	外商投資企業の国外投資者が、分配利益を中国国内で再投資（直接投資）する場合の税額優遇措置を拡大するもの。2017 年から分配利益を再投資した場合に配当にかかる源泉所得税の繰り延べが適用されているが、新たに、再投資額の 10%を国外投資者が取得した配当、利子、ライセンス使用料にかかる源泉所得税から控除する措置が適用される。再投資奨励による直接投資の拡大がねらい。 ■本通知の要点は、以下の通り。 ・国外投資者が中国国内居住者企業（注：外商投資企業）の分配利益を、2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの期間に、国内で条件に合う直接投資に使用する場合、投資額の 10%を国外投資者の当年の納付すべき税額から控除することができる。当年に控除しきれない場合には、以後の年度に繰り越すことができる。中国と外国との租税協定で配当に適用する税率が 10%より低い場合には、その税率を適用する。 ・上記の控除できる税額は、利益分配企業（注：外商投資企業）の分配利益を再投資した日以降に取得した配当、利子、ライセンス使用料等の所得に対する納付すべき企業所得税をいう。 ・条件に合う中国国内での直接投資とは、以下のすべての条件を満たす場合をいう。 ①国外投資者が得た利益は、中国国内居住者企業（注：外商投資企業）が実際に分配した留保利益であること。 ②国内での直接投資は、増資、新規設立、持分買収及び上場会社への条件に合う戦略的投資であること（上場会社の株式の新規取得、譲渡、買収は含まない）。 ③再投資先企業の事業が、「外商投資奨励産業目録」の全国外商投資奨励産業目録（注）に記載される産業に属すること（注：現行の「外商投資奨励産業目録（2022 年版）」には、

全国外商投資奨励産業目録と中西部地域外商投資優勢産業目録が掲載されているが、ここでは前者を指している)。

- ④再投資先企業の持分・株式を少なくとも 5 年（60 カ月）以上連続して保有すること。
- ⑤外商投資企業から国外投資者に分配される利益が現金で支払われる場合は、再投資先企業または持分・株式を譲渡した側の口座に直接払い込むこと。また、現物、有価証券等で支払われる場合は、再投資先企業または持分・株式を譲渡した側に直接移転すること。
- ・本公告の条件に合う国外投資者は、利益分配企業（注：外商投資企業）に税額控除政策の条件に合うことに関する資料を提供し、利益分配企業は、配当、利子、ライセンス使用料を支払う際に企業所得税の源泉徴収を行わず、主管税務機関に税額控除を申告する（注：国外投資者への配当、利子、ライセンス使用料の支払者は、再投資用の利益分配を行った同じ企業とされている）。
- ・国外投資者は、再投資して満 5 年を経過した後に税額控除政策を享受して、全部または一部の投資を回収した場合、その投資回収に対応する国内居住者企業（注：再投資先企業）の利益分配について、投資回収後 7 日以内に利益分配企業（注：外商投資企業）の所在地の税務機関に繰り延べた税額の追納を申告しなければならない。再投資税額控除の繰り越した残りの控除できる税額は、納付すべき税額と相殺できる（注：再投資から 5 年後に投資を回収した場合、再投資先企業からの利益分配は税額控除の対象とならず、再投資した際に繰り延べた税額を追納する）。
- ・本公告の条件に合う国外投資者は、再投資先企業に商務部の業務システム統一プラットフォーム（“外商投資総合管理アプリケーション”）を通じて、所在地の商務主管部門に、国外投資者の名称、所在国、再投資先企業と利益分配企業（注：外商投資企業）の名称及び所在地、再投資時期、業種分野及び金額等の情報と関連証憑を送信しなければならない。
- ・国外投資者が税額控除政策を享受した後に、再投資先企業に特殊性再編条件が発生し、すでに特殊性再編条件に従って税務処理を行った場合は、引き続き税額控除政策を控除することができる。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行
トランザクションバンキング部

項 目	単位	2024年						2025年					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	(7-9月) 4.6			(10-12月) 5.4			(1-3月) 5.4			(4-6月) 5.2		
固定資産投資*	前年 同期比%	3.6	3.4	3.4	3.4	3.3	3.2	-	4.1	4.2	4.0	3.7	2.8
第一次産業	前年 同期比%	3.3	2.9	2.3	2.5	2.4	2.6	-	12.2	16.0	13.2	8.4	6.5
第二次産業	前年 同期比%	12.5	12.1	12.3	12.2	12.0	12.0	-	11.4	11.9	11.7	11.4	10.2
第三次産業	前年 同期比%	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 1.1	-	0.7	0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 1.1
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	5.1	4.5	5.4	5.3	5.4	6.2	-	5.9	7.7	6.1	5.8	6.8
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	2.7	2.1	3.2	4.8	3.0	3.7	-	4.0	5.9	5.1	6.4	4.8
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	0.5	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1	0.5	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	▲ 0.8	▲ 1.8	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 2.3	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 3.6
輸出***	億ドル	3,005.6	3,086.5	3,037.1	3,090.6	3,123.1	3,356.3	-	5,399.4	3,139.1	3,156.9	3,161.0	3,251.8
	前年 同月比%	7.0	8.7	2.4	12.7	6.7	10.7	-	2.3	12.4	8.1	4.8	5.8
輸入***	億ドル	2,159.1	2,176.3	2,220.0	2,133.4	2,148.7	2,307.9	-	3,694.3	2,112.7	2,195.1	2,128.8	2,104.1
	前年 同月比%	7.2	0.5	0.3	▲ 2.3	▲ 3.9	1.0	-	▲ 8.4	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 3.4	1.1
貿易収支***	億ドル	846.5	910.2	817.1	957.2	974.4	1048.4	-	1,705.2	1,026.4	961.8	1,032.2	1,147.7
対内直接投資 (実行ベース)* (注)	億元	5,394.7	5,801.9	6,406.0	6,932.1	7,497.0	8,262.5	975.9	1,712.1	2,692.3	3,207.8	3,581.9	4,232.3
	前年 同期比%	▲ 29.6	▲ 31.5	▲ 30.4	▲ 29.8	▲ 27.9	▲ 27.1	▲ 13.4	▲ 20.4	▲ 10.8	▲ 10.9	▲ 13.2	▲ 15.2
外貨準備高	億ドル	32,564	32,882	33,164	32,611	32,659	32,024	32,090	32,272	32,407	32,817	32,853	33,174
都市部調査失業率	%	5.2	5.3	5.1	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.2	5.1	5.0	5.0
国内自動車 販売台数	万台	226.2	245.3	280.9	305.3	331.6	348.9	242.3	212.9	291.5	259.0	268.6	290.4
	前年 同月比%	▲ 5.2	▲ 5.0	▲ 1.7	7.0	11.7	10.5	▲ 0.6	34.4	8.2	9.8	11.2	13.8
購買担当者指数 (PMI)	製造業	49.4	49.1	49.8	50.1	50.3	50.1	49.1	50.2	50.5	49.0	49.5	49.7
	非製造業	50.2	50.3	50.0	50.2	50.0	52.2	50.2	50.4	50.8	50.4	50.3	50.5

*：年初からの累計ベース。

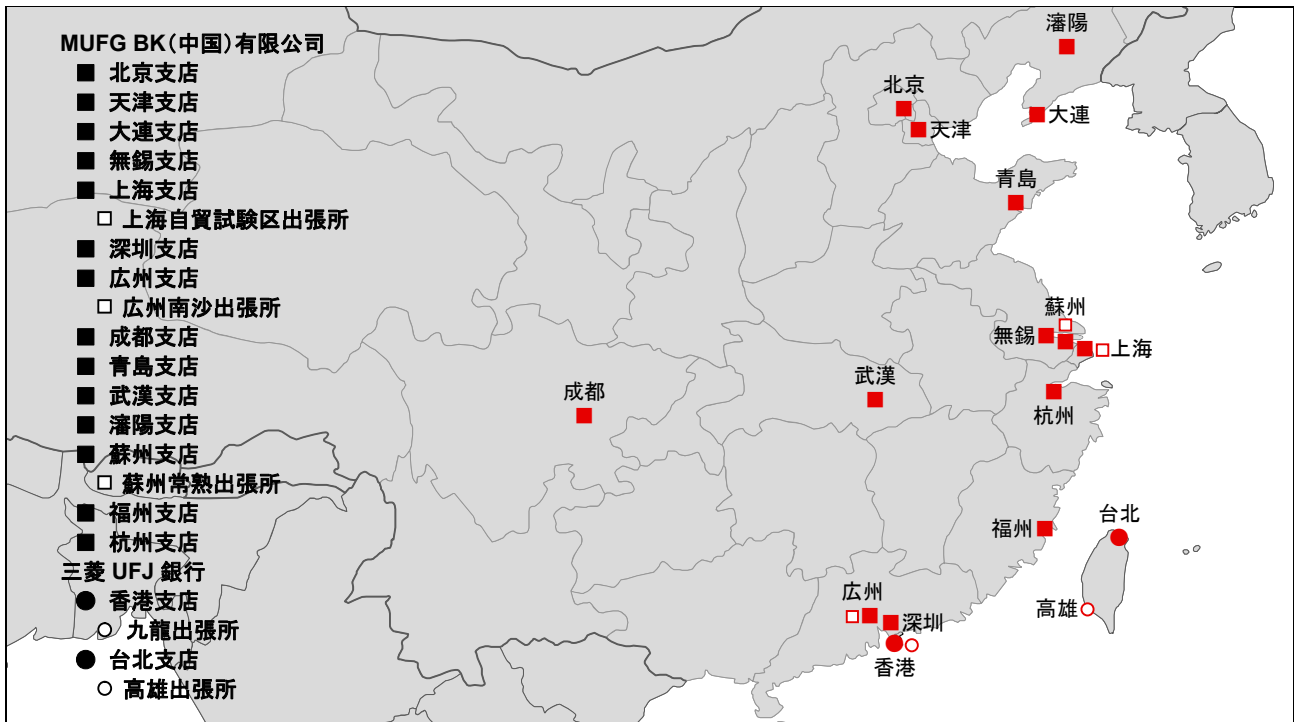
**：2 月は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

***：2 月は 1-2 月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1601、1602、1604单元 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階-1603单元	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華總商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技術産業開發区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店 九 龍 出 張 所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。